## 上尾市監査委員告示第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、令和6年4月9日付け上尾市監査委員告示第2号で公表した定期監査等の結果に基づき、上尾市長から措置を講じた旨の通知を受けたので、別紙のとおり公表する。

令和6年7月11日

 上尾市監査委員
 大 山 一 夫

 上尾市監査委員
 代 田 龍 乗

 上尾市監査委員
 小 林 淳 子

指摘事項措置報告書

所属名	指摘事項	措置状況 (講じた再発防止策)
健康増進課	<ul><li>≪市長部局≫</li><li>(1)支出関係</li><li>ア 次の補助金について、要綱に定める「助成金の額」と交付申請書に記載する「契約単価(支払上限額)」が異なっていた。</li><li>・妊婦健康診査等助成金</li></ul>	令和6年2月15日、上尾市妊婦健康診査及び新生 児聴覚検査助成金交付要綱を改正し「助成金の 額」を訂正した。
障害福祉課	イ 次の業務委託契約について、契約約款で定めた支払期日までに委託金額が支払われていなかった。 ・地域活動支援センターⅡ型業務 ・リフト付車両運行業務	「地域活動支援センターⅡ型業務」及び「リフト付車両運行業務」業務委託に関わる委託金額の支払いについて、支払い期日を順守するよう課内会議等において情報共有をした。現在請求書が届き次第、速やかに事務処理を行い、支払伝票作成時に支払期限日を入力することで、再発防止策を講じた。